

組合よりのお願い

● 門・塀などをつくる時のご注意

道路とみなさんの土地の境界線上に門・ブロック塀などをつくる時は塀などの外面が境界線より**5センチメートル民地側**となるように設置してください。

このことはさいたま市の要綱で定められており、将来の塀などの管理のためにも有効です。

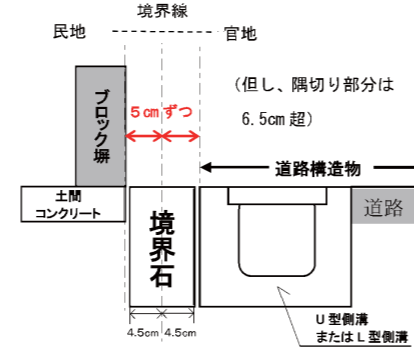
● 仮換地証明・底地番証明等の諸証明の発行方法について

仮換地証明・底地番証明等の諸証明は、協会の窓口で申請をしていただき、翌日以降の発行となります。ご理解、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

● 民地建柱について

各家庭に電力等を供給するために必要な電柱等につきましては、道路の有効利用かつ安全な利用及び街路の美観の確保等から、民地内への電柱等の設置をお願いしております。

今後、建柱の際には、電力・通信事業者が皆さまの土地借用等のお願いに伺うことがありますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。



お知らせ

● 建築行為の許可申請手続きについて

土地区画整理事業が完了（換地処分の公告の日）するまでの間に次の行為を行うときは、土地区画整理法第76条に基づくさいたま市長の許可が必要です。

- ・土地の形質の変更
- ・建築物その他の工作物（ブロック塀、擁壁、カーポート等）の新築、改築、増築
- ・重量が5トンを超える物件の設置もしくは堆積

ご注意！ この許可を受けずにこれらの行為を行った場合、又は、許可条件に違反したときは、さいたま市長から原状回復命令又は、移転もしくは、除却命令が出される場合があります。この命令に違反した場合は処罰を受ける場合があります。

● 土地・建物の売買をするときは、ご相談を！

特別な制約はありませんが、今後土地・建物の移転、清算金等が生じる可能性がありますので、土地・建物を売買しようとする時は、事務局へ相談の上、行ってください。

● 権利の届出をしてください（定款第88条及び第89条）

土地の売買や相続等で権利関係に変動を生じた際は、組合に届出が必要となります。また、新たに土地の権利を共有で取得された場合には、共有者の中から代表者1人を選任して組合に届け出てください。

※代表者1人を選任：共有者の方々については、土地区画整理法第130条第2項に「宅地の共有者は、それぞれのうちから代表者1人を選任し、その者の氏名及び住所を施行者に通知しなければならない。」との規定があります。届出が提出されないと、役員及び総代選挙に関わる権利を行使することが出来ませんので、よろしくお願いいたします。

ご不明な点は下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先(組合事務局)	管理課 048-823-5221(資金管理・換地に関すること)
一般財団法人さいたま市土地区画整理協会	補償課 048-823-5226(建物補償に関すること)
〒338-0002 さいたま市中央区下落合 2-18-6	工事課 048-823-5227(工事に関すること)
http://saitama-kukaku.jp/	

ごあいさつ

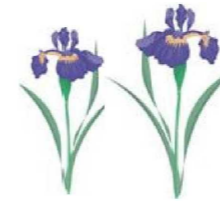
初秋の候、組合員の皆様には、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より当土地区画整理事業の推進にご協力賜り、厚くお礼申し上げます。

令和2年度さいたま市中川第一特定土地区画整理組合決算について、令和3年7月29日に開催された総代会において承認されましたことをご報告いたします。

令和2年度は道路築造工事、建物移転補償等を進めてまいりました。

最後に新型コロナウイルス感染拡大に際しましては、大変なご心配、ご不便な思いをされておりますことと、心よりお見舞い申し上げます。



さいたま市中川第一特定土地区画整理組合

理事長 齊藤 信男

令和2年度の事業概要について

令和2年度に実施した主な事業は以下のとおりです。

工事

- ①道路築造工事
 - ・区画道路の築造工事と舗装工事を行いました。
- ②整地工事
 - ・1号公園と59街区外の工事を行いました。(繰越工事)
- ③電柱移設工事
 - ・道路築造に伴い、移設、撤去を行いました。

補償

- ①建物等移転補償
 - ・事業により移転が発生する建築物等他(8件)の補償を行いました。

法2条2項事業費

- ①配水管の布設工事を行いました。

調査設計

- ①3号調整池引継資料作成業務委託
 - ・管理者へ引継ぐための資料を作成しました。
- ②杭打測量・換地修正外業務委託
 - ・事業に必要な杭の埋設及び分筆に伴う換地図書の修正等を行いました。
- ③建物等調査積算業務委託
 - ・事業により移転が発生する建物等の補償調査を行いました。
- ④管理調書作成業務委託
 - ・補助金の執行状況(実績)を精査するための管理調書を作成しました。

令和2年度工事施工箇所図



令和2年度の会議等の記録

年月日	主要事項
令和2年5月	『まちづくりニュース』の発行
6月29日	『定期監査』（令和元年度）
7月15日	『第1回理事会』 ・令和2年度第1回総代会について ・第5回総会について
7月30日	『第1回総代会』 ・令和元年度さいたま市中川第一特定土地区画整理組合の事業報告、収支決算及び財産目録の承認を求めることについて ・定款の一部変更について
9月6日	『第5回総会』 ・役員の変更について
9月23日	『第2回理事会』 ・理事長・副理事長の互選について ・担当理事及び議席番号の決定について
9月	『まちづくりニュース』の発行
12月13日	『総代選挙』
令和3年2月22日	『第3回理事会』 ・令和2年度第2回総代会について ・短期借入金の執行について ・随意契約の執行について
3月10日	『第2回総代会』 ・令和3年度さいたま市中川第一特定土地区画整理組合の事業計画及び収支予算について

令和2年度収入支出決算

収入決算額	198,065,894 円
支出決算額	177,476,112 円
収入支出差引額	20,589,782 円 は次年度へ繰り越す。

【収入】

費目	決算額(円)	備考
さいたま市補助金	172,964,017	
保留地処分金	1,734,300	
諸収入	32,000	
繰越金	23,335,577	
計	198,065,894	

【支出】

費目	決算額(円)	備考
工事費	71,906,374	・道路築造工事 ・電柱移設工事等
補償費	11,791,037	・建物等移転費
法2条2項事業費	27,375,676	・配水管布設工事
調査設計費	46,499,407	・3号調整池引継資料作成業務委託 ・杭打測量・換地修正外業務委託 ・建物等調査積算業務委託等
公債費	13,649	
事務費	19,889,969	
積立金	0	
予備費	0	
計	177,476,112	

※令和2年度までの事業進捗率につきましては、第2回事業計画変更書における支出額ベースで約25%です。